

## 議案の審議結果

9月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計49議案について、22日間にわたり熱心な審議が行われ、10月16日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	同意	継続審査	合計
予算		2			2
条例		8			8
事件		6	23	2	31
意見書		8			8
計		24	23	2	49

## 知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
83	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出補正予算額 50億1,156万2千円 累計額 2兆1,285億3,087万9千円 繰越明許費の補正 追加 30件 地方債補正 変更 4件	原案可決
		※令和6年10月10日に提出された知事提出急施議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）」が原案可決されたことを受け、歳入歳出予算の累計額が同年10月16日付で変更されました。	
84	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の制定に伴い、特定再生資源屋外保管業の許可申請等に係る手数料の額等を定めようとするものである。	原案可決
85	埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正を踏まえ、条例で定める救護施設及び更生施設に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。	原案可決
86	埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例	児童相談所の所管人口の平準化を図り、児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、新たに埼玉県朝霞児童相談所を設置し、埼玉県川越児童相談所及び埼玉県所沢児童相談所の所管区域を変更しようとするものである。	原案可決
87	埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	医師育成奨学金の貸与制度について、国の財源を活用したより安定的な制度運営を図るとともに、奨学金の貸与を受けた者が制度から離脱することを防止するため、貸与する奨学金に利息を付そうとするものである。	原案可決
88	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正しようとするものである。	原案可決
89	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
90	埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正しようとするものである。	原案可決

91	工事請負契約の変更契約の締結について	工 事 名 施工箇所 変更履行期限 変更請負金額 今回増額 請負業者	23朝霞児童相談所（仮称）新築工事 朝霞市青葉台1丁目2番16 令和7年2月28日 15億2,933万9,900円 9,933万9,900円 株式会社佐伯工務店ほか2社	原案可決
92	工事請負契約の締結について	工 事 名 施工箇所 履行期限 請負金額 請負業者	（仮称）川口北警察署庁舎新築工事 川口市大字西立野地内 令和9年1月31日 22億1,100万円 三ツ和総合建設業協同組合請負業者	原案可決
93	工事請負契約の締結について	工 事 名 施工箇所 履行期限 請負金額 請負業者	（仮称）川口北警察署庁舎新築電気設備工事 川口市大字西立野地内 令和9年1月31日 7億9,530万円 株式会社沼尻電気工事	原案可決
94	工事請負契約の締結について	工 事 名 施工箇所 履行期限 請負金額 請負業者	（仮称）川口北警察署庁舎新築空調設備工事 川口市大字西立野地内 令和9年1月31日 4億7,300万円 株式会社サイエイヤマト	原案可決
95	令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	一般会計歳入歳出決算 予算現額 収入済額 支出済額 翌年度へ繰り越すべき財源 実質収支額 前年度実質収支額 単年度収支額  特別会計歳入歳出決算 予算現額 収入済額 支出済額 翌年度へ繰り越すべき財源 実質収支額 前年度実質収支額 単年度収支額	2兆3,270億4,501万9,772円 2兆2,088億1,226万6,372円 2兆1,667億8,013万9,523円 70億5,532万5,686円 349億7,680万1,163円 408億4,258万9,415円 △58億6,578万8,252円  1兆2,587億4,141万7,471円 1兆2,470億2,706万5,018円 1兆2,416億678万6,482円 2億1,215万4,512円 52億812万4,024円 84億3,414万6,791円 △32億2,602万2,767円	継続審査
96	令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和5年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和5年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計決算		継続審査
97	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出補正予算額 累計額	37億7,531万7千円 2兆1,235億1,931万7千円	原案可決

98	彩の国功労賞の贈呈について	折橋正紀氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
99	彩の国功労賞の贈呈について	設楽武秀氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
100	彩の国功労賞の贈呈について	東海林直広氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
101	彩の国功労賞の贈呈について	宗澤麟太郎氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
102	彩の国功労賞の贈呈について	湯浅亜実氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
103	彩の国功労賞の贈呈について	上野優佳氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
104	彩の国功労賞の贈呈について	新添左季氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
105	彩の国功労賞の贈呈について	佐藤大宗氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
106	彩の国功労賞の贈呈について	元木咲良氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
107	彩の国功労賞の贈呈について	高谷大地氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
108	彩の国功労賞の贈呈について	鈴木朋樹氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
109	彩の国功労賞の贈呈について	金子和也氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
110	彩の国功労賞の贈呈について	佐野優人氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
111	彩の国功労賞の贈呈について	田口侑治氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
112	彩の国功労賞の贈呈について	鳥居陽生氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
113	彩の国功労賞の贈呈について	宮食行次氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
114	彩の国功労賞の贈呈について	水田光夏氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
115	彩の国功労賞の贈呈について	倉橋香衣氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
116	彩の国功労賞の贈呈について	島川慎一氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
117	彩の国功労賞の贈呈について	中町俊耶氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
118	彩の国功労賞の贈呈について	羽賀理之氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
119	彩の国功労賞の贈呈について	田中愛美氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意
120	彩の国功労賞の贈呈について	三木拓也氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同	意

# 議員提出議案（条例・意見書）

議第 30 号議案

## 埼玉県こども・若者基本条例

（目的）

第一条 この条例は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができ、及び安心してこども・若者を養育することができる環境の整備により、保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども・若者」とは、新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子育て・子育てに関する施策」とは、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定するこども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他こども・若者を現に養育する者をいう。

4 この条例において「学校・保育施設等」とは、学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定こども園、社会的養護関係施設その他のこども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 全てのこども・若者について、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こども・若者が有する権利が保障されること。

二 全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

三 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されること。

四 県、市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図るものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の協力を得るよう努め

るものとする。

(保護者・養育者の役割)

第五条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

(学校・保育施設等の役割)

第六条 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めるとともに、学校に在籍する児童又は生徒が学校生活を営む上で遵守すべき規律の策定その他の学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努めるものとする。

2 学校・保育施設等は、保護者・養育者及び地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活における子育て・子育ての充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、こども・若者の健やかな成長に関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

(こども計画の策定)

第十条 県は、この条例の趣旨を尊重して、こども基本法第十条第一項に規定する都道府県こども計画(以下この条において「こども計画」という。)を定めるものとする。

2 県は、こども計画を定めるに当たっては、こども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、こども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、及び公表するものとする。

(体制整備等)

第十一条 県は、子育て・子育てに関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携して子育て・子育てに関する施策を実施するための体制を整備するものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めるものとする。

4 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者等からの意見聴取及び意見反映)

第十二条 県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となるこども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、こども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、こども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達の程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

3 県は、こども・若者の多様な意見を聴取するため、その意見表明を支援する人材の育成及び確保を行うとともに、発達に特性があり、又はその可能性があること、社会的養護を必要とし、又は現に受けていることその他の様々な事情により意見を表明する上での困難を有するこども・若者の意見を聴

取するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供等)

第十三条 県は、子育てに関する制度又は取組に関する情報の収集及び整理を行うとともに、情報通信技術の活用を通じて、こども・若者及び保護者・養育者その他当該情報を必要とする者に分かりやすく提供するよう努めるものとする。

(理解促進)

第十四条 県は、こども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、こども・若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することができるよう啓発するとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から自らを守り、困難を抱えるときに助けを求める方法として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の安全及び安心の確保)

第十五条 県は、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することができるよう、こども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こども・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働その他の危害から守るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活若しくは社会生活を送る上で困難な問題を抱えるこども・若者又はそのおそれのあるこども・若者を支援するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の居場所づくりの推進)

第十六条 県は、こども・若者が安全に、かつ、安心して過ごすことができ、自分らしくいられるとともに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たっては、その居場所づくりについて、こども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者の心身の成長及び発達の環境整備)

第十七条 県は、誰もが安心して、こどもを生子、育てることができる環境の整備に資するため、こども・若者、保護者・養育者その他県民がこども・若者の心身の成長及び発達に関する適切な知識を持つことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、こども・若者がその年齢及び発達の程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

(こども・若者の主体的な学びの機会の確保)

第十八条 県は、全てのこども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全てのこども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験及び文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、全てのこども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択を適切に行い、将来の自立した社会生活につなげられるよう、その能力を発揮することのできる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護者・養育者等に対する支援)

第十九条 県は、次に掲げる施策その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実
- 二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備
- 三 放課後児童健全育成事業における待機児童の解消
- 四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、次に掲げる施策その他の保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者の職業生活及び家庭生活の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備
- 二 家庭における家事及び子育ての協働の推進

3 県は、次に掲げる施策その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 安心してこども・若者を養育することができるための住環境の整備
- 二 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようとする者が相互に交流し、子育てに関する不安を解消するとともに、その希望や喜びを共有することができる場の確保

4 県は、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第二十条 県は、子育てに関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決

議第 31 号議案

## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づく基本計画の早急な策定等を求める意見書

昨年 6 月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを基本理念とし、施策は、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとしている。

また、基本理念に基づく国と地方自治体の役割を定めるとともに、第 8 条では、国に対して、国民の理解の増進に関する基本計画を策定し、情勢の変化や施策の効果を踏まえ、おおむね 3 年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、基本計画を変更することを義務付けている。

法の施行から 1 年が経過したが、基本計画の策定に向けた動きは進捗が遅く、未だ、策定の時期も示されていない。

性的マイノリティに関しては、内閣府の報告において、社会経済的格差、偏見・差別、いじめ・暴力、メンタルヘルス・自傷行為等の当事者の困難経験等が指摘されている。本県の調査においても、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」、「生きる価値がないと感じた」といった経験をもつ割合は

6割を超えるなど、命に関わる問題を抱えており、性的マイノリティの抱える生きづらさや社会的不利益を解消することは、直ちに対応すべき人権問題である。

本県では、令和4年7月に施行された埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、昨年7月に基本計画を策定した。施策の体系や指標の目標値、推進体制等を定め、取組を総合的かつ計画的に推進しているが、この問題は国と地方公共団体が連携して実効性のある対策を共に実施していくことが重要であり、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、国の基本計画は一刻も早く策定される必要がある。

よって、国においては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づく基本計画を早急に策定し、国民の理解増進に関する施策を強力に推進することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
共生社会担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第32号議案

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

加齢性難聴は、加齢とともに有病率が高くなる老年病であり、高齢化の進展に伴い、更に増加するものと見込まれている。難聴は認知症の危険因子の一つとされており、コミュニケーション障害や社会活動の減少を来し、社会的に孤立する可能性も懸念されている。

難聴への対策としては、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器や、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきたが、近年、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨電動イヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の補聴器では十分な効果が得られない方や、装用そのものが難しい方への新たな選択肢として期待されており、音を出す穴がなく清潔に保ちやすいことや、音が明瞭に聞こえて音漏れが少ないといった特徴も注目されている。

難聴に悩む高齢者に対しては、地方自治体や医療機関等が早期に発見・介入し、適切な機器の活用を含めた支援を行うことが重要であり、急激な高齢化が進む中、聴覚補助機器等の普及を推進し、介護予防や生活の質の向上、社会参画の促進等を図ることは急務である。

よって、国においては、聴覚補助機器等の積極的な活用を推進するため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自身に合った機器を積極的に活用できる体制を整備すること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、合理的配慮の一環として、行政の公的窓口等における聴覚補助機器等の設置を促進すること。
- 3 社会福祉協議会や福祉施設等と連携した情報提供や個別相談など、普及啓発活動を強力に推進し、聴覚補助機器等の更なる普及に向けた環境整備を進めること。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
共生社会担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第33号議案

## 重度障害者の住まいの場の整備に係る財政支援の強化を求める意見書

障害者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。

今後、障害者の親の高齢化が見込まれ、親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における住まいの場の確保は喫緊の課題となっている。

このような中、特に、重度障害者が安心して生活することができるグループホームの整備を進めることは、入所施設や在宅に暮らす重度障害者の住まいの場の選択肢の一つとして、また、入所等から地域生活への移行や支援が必要な重度障害者の在宅からの入居を進めるうえで重要である。

一方、強度行動障害や重複障害といった支援の困難さ等個々の状態、親の高齢化により在宅支援が困難になる中で、家族の意向、地域資源の状況等を踏まえて、真に必要な入所施設を整備していくことも重要である。

併せて、既存のグループホームや入所施設は、老朽化によって入所者の安全・安心で衛生的な生活環境が維持できなくなっているところも数多くあり、大規模修繕への対応も急務である。

本県では、国庫補助金を活用して、重度障害者向けの施設の整備を優先的に進めてきたが、国で確保している予算額の制約のため、毎年1件程度にとどまっており、必要数を整備できない状況が続いている。

よって、国においては、重度障害者の住まいの場となるグループホームや真に必要な障害者入所施設の整備に係る地方自治体への財政支援を強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 保育の公定価格における不公正な地域格差の早急な解消を求める意見書

待機児童を解消し、質の高い保育を提供していくため、保育士の確保は喫緊の課題となっているが、本県の保育士の有効求人倍率は今年 1 月時点で 4.03 倍と高い水準にあり、人材不足の状況は深刻化している。

保育士の確保と定着を進めるには処遇の改善が不可欠であり、給与の原資となる公定価格は、地域の実情が十分に反映されるべきものである。

公定価格の人件費には、国家公務員の地域手当に準拠した市区町村ごとの地域区分が設けられており、東京都特別区と隣接する県内市との間では、生活圏の一体性や経済活動の強い結びつきがあるにも関わらず、最大 14% の差が生じるなど地域の実情が十分に反映されていない。そのため、本県では、平均所得や公示価格など他の客観的な指標も考慮することを重ねて要望してきた。

令和 6 年の人事院勧告では、地域をまたぐ異動の円滑化等に資するため、地域手当は都道府県単位を基本とすることとされた。この見直しが公定価格に適用されれば、県内の市町村の約 3 分の 2 は引き下げられ、東京都特別区と隣接市の格差は最大 16% に拡大するとともに、東京都の市町との隣接市においても、格差の拡大や支給割合の逆転が生じる。本県の要望に反して、国の制度に起因した不合理な人材確保上の困難が一層増す事態となり、決して容認できるものではない。

隣接する市区町村の間で公定価格に大きな格差が生じ、しかもそれが拡大しようとしていることは、質の高い保育の提供の妨げとなり、全てのこどもが等しく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を阻害するものにもつながりかねない。

よって、国においては、保育の公定価格を定めるに当たって、地域手当だけでなく他の客観的な指標も考慮することで地域の実情を十分に反映させ、不公正な市区町村間の格差を早急に解消することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 16 日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
少子化対策担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、保育所等の職員に係る退職手当金の支給に要する額の 3 分の 2 は、公費によって補助されている。

平成 27 年 2 月の社会保障審議会福祉部会報告書では、多様な経営形態の参入など社会福祉事業が変容

する中で見直しを行う視点から、保育所の公費助成の在り方について平成29年度までに結論を得ることとされた。平成29年12月の同部会では、全国で待機児童を解消するための取組が行われている状況を踏まえ、令和2年度までに結論を得ることとされ、令和3年1月には、公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体とのイコールフティングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得るとされた。

現在、国では、「こども・子育て支援加速化プラン」の取組として、保育人材の確保や資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めており、本県においても、不足している保育士の処遇改善をはじめとする人材確保策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、社会福祉法人が経営する保育所等において保育人材の確保や定着を進め、保育の質を向上させるためには、本制度の公費助成を継続する必要性は高く、公費助成の打ち切りは少子化対策推進の大きな支障となる。

よって、国においては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
少子化対策担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第36号議案

## 健康増進法の既存特定飲食提供施設に係る経過措置の廃止等を求める意見書

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法では、多数の者が利用する飲食店や事業所等は屋内禁煙を原則とし、基準を満たした専用室のみ喫煙可能としている。

一方で、既存の経営規模の小さな飲食店である既存特定飲食提供施設については、事業継続への影響に配慮し、経過措置として、全部又は一部の場所を喫煙可能室とすることができるとしており、この経過措置の終期は、受動喫煙の防止に関する国民の意識と対象施設における受動喫煙防止の取組の状況を勘案して別に法律で定めることとしている。

本県においては、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現のため、令和3年4月に施行した埼玉県受動喫煙防止条例において、既存特定飲食提供施設について、従業員を雇用していない場合、又は従業員の承諾を得た場合以外は、喫煙可能室とすることができないとしている。

既存特定飲食提供施設を対象とした改正健康増進法の経過措置は、4年が経過したが、専用室以外では喫煙できない同規模の新規施設との間で公平性の問題が生じている。

また、改正法では、施行後5年を経過した場合において、施行状況に検討を加え、その結果、必要があると認める場合、必要な措置を講ずるものとしており、経過措置に係る取り扱いについても、検討の時期が近づいている。

よって、国においては、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現のため、既存特定飲食提供施設における受動喫煙の防止が促進されるよう、施設の実態に即した必要な支援を講じつつ、経過

措置を早期に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第37号議案

## 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組の強化を求める意見書

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害で、その心身を傷つける極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。

性犯罪・性暴力は、羞恥心や自責感等から顕在化しにくい傾向があるとされ、被害者が勇気を出して相談しても、周囲の無知や誤解、偏見等によって二次的被害を受ける恐れがある。また、加害者が顔見知りであることも多く、特にこどもは、性被害だと認識できない場合があることや、加害者との関係性などから被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されている。

平成29年7月、刑法の改正により、強制性交等の対象となる行為の見直しや法定刑の引上げ等が行われた。昨年6月には、刑法及び刑事訴訟法の改正によって、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪に係る成立要件の見直しや、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等が行われた。関係省庁では、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、令和7年度までを集中強化期間として位置付け取組を進めている。

しかし、被害者の心身に長年にわたり重大な苦痛を与え続ける性犯罪・性暴力の悪質性や重大性に鑑みれば、その対策の更なる強化は急務である。

よって、国においては、性犯罪・性暴力の撲滅に向け、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 心身共に未熟である若年者は数十年経過してから相談することもあることから、性被害を申告することの困難さなど性被害の実態について必要な調査を行い、公訴時効期間の更なる延長など18歳未満の者への性犯罪に係る公訴時効の在り方について検討を行うこと。
- 2 性犯罪は事件が起こってから捜査が開始されるまでに時間がかかる場合もあるため、刑事手続に支障がないよう、警察や児童相談所等関係機関において関係書類等が保全される体制を確保すること。
- 3 捜査段階における二次的被害を防止するため、性被害に対応した専門部署の整備や希望する性別の警察官が対応できる体制の確保、担当する警察官の専門性の向上など警察の体制強化を進めること。
- 4 性犯罪の悪質性や重大性に鑑み、抑止力の強化を図るため、性犯罪の更なる厳罰化を検討すること。
- 5 こどもが性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にもなることを防ぐため、身体や生殖の仕組みに加え、人間関係や人権、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康と幸福等に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長  
こども政策担当大臣  
男女共同参画担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第 38 号議案

## インターネット上の部落差別に係る情報への対策強化を求める意見書

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度に由来する人権問題であり、断じて許されないものである。

近年では、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、特定の個人や不特定者等を対象とする誹謗中傷等の差別表現が数多く投稿されている状況にある。

本県では、令和4年7月、埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例を施行した。部落差別のない社会を実現するため、インターネットによる情報提供を含めた差別行為の禁止等を定めており、教育や啓発、相談体制の充実等の施策を総合的に実施している。

国においては、SNSにおける誹謗中傷等による被害が深刻化していること等を受け、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模なSNS事業者等に義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が本年5月に成立し、現在は、規定の整備など施行に向けた事務が進められている。

インターネット上の情報は即時かつ地域的に際限なく拡大し、誹謗中傷等の被害や悪影響は甚大化しやすい。特定の区域を同和地区であると指摘する記述や動画が数多く掲載されている現状に鑑みれば、インターネット上の差別の解消に向け、更なる対策を講ずることは急務となっている。

よって、国においては、インターネット上の部落差別に係る情報への対策強化に向け、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件への対応について、相談体制の拡充や調査の迅速化を進めるなど、被害者を救済する体制を強化すること。
- 2 「情報流通プラットフォーム対処法」の施行に向けた事務を速やかに進めるとともに、インターネット上における、あらゆる部落差別に関する誹謗中傷等が速やかに削除されるよう実効性のある施策を検討すること。
- 3 部落差別を誘発する情報の投稿や拡散が抑止されるよう、インターネット上の情報に対する施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月16日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

様

原案可決

議第 39 号議案

### 議員派遣について

令和 6 年 10 月 16 日

次のとおり議員を派遣する。

議会図書室の運営等に関する調査

- 1 目的 図書館等の管理運営状況の調査
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 11 月
- 4 派遣議員 図書室委員会に所属する議員

原案可決

議第 40 号議案

### 議員派遣について

令和 6 年 10 月 16 日

次のとおり議員を派遣する。

第 24 回都道府県議会議員研究交流大会

- 1 目的 都道府県議会議員に共通する政策課題等についての情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 11 月
- 4 派遣議員 10 人以内

原案可決